

## 2018年4月1日 外務省総合外交政策局「国連制裁室」を新設 －青山健郎室長に聞く

2018年4月1日付で外務省は、総合外交政策局国連政策課に国連制裁室を設置しました。国連制裁室は、国連安保理決議に基づく制裁措置の実施、調査及び研究等に関する業務をご担当され、また同室の設置によって、安保理決議に基づく我が国の制裁措置の実効性の更なる向上や、制裁措置に関する知見の集約等が目指されるそうです。

CISTECジャーナルではこれまでも、産業界や大学・研究機関における輸出管理の実施の上で密接な関係がある国連制裁の履行に関しては多大な関心を持ち、関係するレポートを数年来にわたって読者の皆様にお届けしてまいりましたが、今般の国連制裁室の新設には大きな関心と期待とを持っているところです。そこで今回、同室の室長にご就任された青山健郎様にお話しを伺うことにいたしました。

青山様は、これまで、外務省の国際法局ICJ捕鯨問題裁判室長、同局国際法課法律顧問官、同局国際裁判対策室長などを歴任されるなど、国際法実務経験をお持ちの方です。

インタビュー実施日：2018年4月17日

インタビュー担当：押田努、中野雅之、小野純子

### 1. 設置の背景

1-1. このたび、国連制裁を専門に取り扱う「国連制裁室」が設置された背景について、教えてくださいいただけますでしょうか。

4月1日付で、国連政策課に設置されました国連制裁室は、国連安全保障理事会(以下、国連安保理)で決定される制裁の実施、さらには調査、研究及び知見の集約といったことを目的としています。現在、国連安保理による制裁レジームは、北朝鮮、レバノン、スーダン、リビア、ISILやタリバン等を含めると全部で14あります。

これまでの日本における国連制裁対応としましては、国連安保理決議が採択されるまでは、総合外交政策局の国連政策課がフォローをしていました。その後、一旦採択されますと、「実施」の部分につい



外務省 国連制裁室長 青山 健郎 氏

ては、それぞれの国・地域等を所掌している局課がフォローを行います。例えば、北朝鮮であればアジア大洋州局が見るといった形です。しかし、昨今、特に北朝鮮制裁に関しては、かなり具体的な制裁措置

を規定する国連安保理決議が採択されており、また措置の内容も、採択されるたびに厳格化・拡大化していると言えます。そうした背景を踏まえまして、制裁における実施の部分を省内で横断的に総合調整する機能を実現するために、国連制裁室が設置されました。

また国連制裁室では、国連安保理決議によって決定された14の制裁レジームのすべてを所掌していくこととなりますが、設置直後ということもあり、当面は北朝鮮制裁を主として見ていくこととなります。本日も、北朝鮮制裁を中心にお話しさせていただければと思います。

## 2. 他省庁や、省内の各局・課との連携等について

### 2-1. 他省庁との関係、省内関係各課との関係や役割分担については、どうなりますでしょうか。

ご存知の通り、これまでも様々な制裁措置を規定する国連安保理決議が採択されていまして、内容は制裁レジームによって様々です。特に北朝鮮制裁は、ヒト、モノ、カネの流れの規制、海上・航空輸送等、多岐にわたっています。従来からわが国では、出入国管理及び難民認定法（入管法）、外国為替及び外国貿易法（外為法）等の国内法令に基づいてこれらの制裁を実施しています。それらの法律に基づく制裁決議の実施に関しましては、外務省のみならず多くの関係省庁と共同で、すなわち、オールジャパンで対応してきました。今後も、こうした体制は変わりません。しかし、国連制裁室ができたことにより、同室は、さらなる実効性の向上に向けて、省庁横断的な調整に加えて省内の総合調整の役割を果たしていくことになると思います。国連安保理決議に基づく制裁委員会への報告なども、国連制裁室がとりまとめて行うこととなります。

## 3. 実効性の更なる向上に向けて

### 3-1. では次に、国連制裁室の設立目的にもある、制裁の実効性の更なる向上という点について、もう少し具体的なお予定等を教えてい

ただけますか。

特に北朝鮮制裁については、先ほども申し上げました通り、制裁措置の範囲が多岐にわたっており、また、国連安保理決議が採択されるたびに制裁措置が強化されてきております。我が国では、ヒトの流れについてはすでに、国連安保理決議により指定された個人については入国させないという措置をとっていますし、北朝鮮籍者も原則入国禁止にしています。モノに関しましては、2006年から北朝鮮からの輸入を全面禁止、2009年からは北朝鮮への輸出を全面禁止とする等、国連安保理決議による非常に広範な輸出入禁止・制限措置も担保しています。

カネの流れについては、国連安保理決議により指定された団体・個人に対する資産凍結措置等を実施しているほか、北朝鮮向け送金を原則禁止しています。更には、船舶の我が国への入港につきましても、特定船舶入港禁止法に基づき関連する国連安保理決議が採択される以前から北朝鮮籍の船舶は入港禁止にしていたが、それらに加えて、国連安保理決議により指定された船舶等も入港禁止とするなど、同法は国連安保理決議を実施するための担保手段にもなっています。

外務省の国連制裁室は、関係省庁と連携しながら、国連安保理で決定される制裁の実施に必要な国内措置を横断的に見ていくこととなります。こうした活動を通じて、個別の事案の判断も含め、制裁措置の実効性を更に向上させていければと思います。

### 3-2. 北朝鮮については、国連制裁だけでなく、我が国独自の単独制裁も重要な位置づけとなっていますが、それは直接はカバーしないのでしょうか。

北朝鮮に対する我が国独自の措置に関しましては、引き続きアジア大洋州局が担当することとなります。ただ、我が国独自の措置と国連安保理決議に基づく制裁措置は密接に関係していますので、国連制裁室としては常に他局とも連携しながら所掌事務を進めていくということとなります。

#### 4. アウトリーチ活動等について

4-1. プレスリリースでは「関連国連安保理決議が完全に履行されるよう、引き続き関係国に働きかけていく」旨が書かれていました。国連制裁室で、アウトリーチ活動等を定期的に行うこと等はお考えでしょうか。

北朝鮮の核・ミサイル開発問題は、北東アジアにとどまらず国際社会全体の問題となっていることはご存知の通りかと思えます。我が国でも、首脳会談、外相会談、事務レベルの会合等、あらゆる機会をとらえまして、制裁の実施について各国に働きかけを行っております。国連安保理決議というものは完全に履行されなければ十分な効果が得られません。今後更に積極的に働きかけを行っていきたいと考えています。

4-2. 安保理制裁決議の持つ意味、効果について。例えば決議1540号などはよく、「国連による立法」と言われることもありますが、それと似たような拘束力を持つと考えてよろしいでしょうか。

国連安保理決議は、ご存じの通り、常任及び非常任の国連安保理理事国15カ国が議論して採択するものであり、国連安保理は全ての国連加盟国を拘束する措置を決定できます。というのも、国連憲章第24条は、国連加盟国が国連安保理に対して、「国際の平和と安全の維持に関する主要な責任を負わせる」旨定めています。また、国連憲章の第25条は、国連加盟国は国連安保理の決定を「この憲章に従って受諾し且つ履行することに同意する」旨規定しています。国連に加盟するためには、国連憲章を批准しなければなりません。つまり、国連憲章の規定に拘束されることを受け入れるということです。したがって、国連加盟国は、国連憲章第25条に従って、国連安保理決議の中で法的拘束力のある決定は遵守することになります。

4-3. これまでの北朝鮮制裁の効果については、どう評価しておられるでしょうか。



我が国は、米国や韓国と連携しつつ、あらゆる国に国連安保理の制裁の完全な実施につき働きかけを行ってきています。こうした働きかけは一定の効果を生んでおり、例えば、北朝鮮が米国との対話に動き出していることなどは最大限の圧力の成果であると思えます。

また、北朝鮮にとっての最大の貿易のパートナーはご存知の通り中国ですが、昨年採択された国連安保理決議第2371号において北朝鮮からの石炭の輸入が原則禁止されたことにより、中国は北朝鮮からの石炭の輸入を行わないという措置をとりました。その結果、今年の1—2月の中国・北朝鮮間の貿易実績は、対前年同月比で59%減少しています。また、中国における北朝鮮からの輸入実績に着目しますと、対前年同月比で88%減少しています。

北朝鮮における厳しい経済事情等とも合わせて考慮しますと、制裁の効果は確実に上がっていますし、だからこそ北朝鮮は最近になって、米国との対話に舵を切っているのかと思われます。そういう意味では圧力の効果は出てきていると考えられます。

ただ、国際社会は、「北朝鮮による完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での核・ミサイルの廃棄」が目に見える形で実現するまでは圧力を緩めてはなりません。安保理制裁決議の完全な実施については、あらゆる国に今後とも働きかけていきたいと思えます。

4-4. 北朝鮮の問題は、各国が一致して実施せねばならないことですし、中でも最近是中国との関係がより一層北朝鮮にダメージを与えていることはお話しのとおりだと思います。